

(参考) 大阪市保育料金額表 2・3号認定(保育認定) 令和5年9月現在 (月額、単位:円)

階層区分	子どもが属する世帯の状況		保育標準時間認定		保育短時間認定		
				多子軽減2人目		多子軽減2人目	
第1	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0	0	
第2	同一世帯の保護者等全員の令和5年度分(令和5年4月から令和5年8月までの間にあっては令和4年度分)の市町村民税が非課税である世帯		左記の世帯のうちひとり親世帯及び在宅障がい児(者)のいる世帯(以下「ひとり親世帯等」)	0	0	0	0
			左記のうち上記以外の世帯	0	0	0	0
第3	同一世帯の保護者等全員の令和5年度分(令和5年4月から令和5年8月までの間にあっては令和4年度分)の市町村民税が課税されている算定対象保護者等全員の市町村民税の所得割が非課税である世帯		ひとり親世帯等	2,000	0	2,000	0
			左記のうち上記以外の世帯	8,100	4,050	8,000	4,000
第4	46,000円未満	ひとり親世帯等	3,500	0	3,500	0	
		左記のうち上記以外の世帯	10,100	5,050	10,000	5,000	
第5	46,000円以上 48,600円未満	ひとり親世帯等	5,000	0	5,000	0	
		左記のうち上記以外の世帯	11,800	5,900	11,700	5,850	
第6	48,600円以上 50,000円未満	ひとり親世帯等	6,000	0	6,000	0	
		左記のうち上記以外の世帯	14,000	7,000	13,800	6,900	
第7	50,000円以上 54,000円未満	ひとり親世帯等	7,000	0	7,000	0	
		左記のうち上記以外の世帯	15,700	7,850	15,500	7,750	
第8	54,000円以上 57,700円未満 8A	ひとり親世帯等	8,000	0	8,000	0	
		左記のうち上記以外の世帯	18,300	9,150	18,100	9,050	
		57,700円以上 59,000円未満 8B	ひとり親世帯等	8,000	0	8,000	0
第9	59,000円以上 77,101円未満	左記のうち上記以外の世帯	18,300	9,150	18,100	9,050	
		ひとり親世帯等	9,000	0	9,000	0	
第10	77,101円以上 79,000円未満	左記のうち上記以外の世帯	21,500	10,750	21,300	10,650	
		ひとり親世帯等	9,000	0	9,000	0	
第11	同一世帯の保護者等全員の令和5年度分(令和5年4月から令和5年8月までの間にあっては令和4年度分)の市町村民税の所得割の額の合計額が右欄の範囲内の世帯		21,500	10,750	21,300	10,650	
第12	79,000円以上 97,000円未満		24,900	12,450	24,700	12,350	
第13	97,000円以上 115,000円未満		28,300	14,150	27,900	13,950	
第14	115,000円以上 133,000円未満		32,700	16,350	32,300	16,150	
第15	133,000円以上 169,000円未満		39,400	19,700	39,000	19,500	
第16	169,000円以上 211,201円未満		45,100	22,550	44,500	22,250	
第17	211,201円以上 217,000円未満		45,100	22,550	44,500	22,250	
第18	217,000円以上 256,000円未満		50,700	25,350	50,100	25,050	
第19	256,000円以上 301,000円未満		53,000	26,500	52,400	26,200	
第20	301,000円以上 358,000円未満		59,200	29,600	58,600	29,300	
第21	358,000円以上 397,000円未満		61,700	30,850	61,100	30,550	
第22	397,000円以上 432,901円未満		65,900	32,950	65,300	32,650	
第23	432,901円以上 536,000円未満		65,900	32,950	65,300	32,650	
	536,000円以上		70,600	35,300	70,000	35,000	

※政令指定都市において市民税が課税されている方は、市民税の税額控除前所得割額に6/8を掛けた金額により保育料を決定します。

※令和6年4月以降の保育料は上図と変更となる可能性があります。